

<第235号>

事務局だより

令和4年12月12日発行

現在の会員数

合計	193名
(男性)	129名
(女性)	64名

□ 復習しよう！「インボイス制度」～①消費税と概要編～

これまでも何度か事務局だよりに掲載している「インボイス制度」。

実際に導入されるのは令和5年10月からですが、新聞やテレビで目にしても、シルバーとの関わりがピンと来ない方もいらっしゃるのではないのでしょうか。そこで、インボイス制度について数回に分けてご説明します。

① 消費税の仕組み

まずは消費税の基本的な仕組みから復習します。

課税売上に係る消費税額 (売上税額)	－ 課税仕入等に係る消費税額 (仕入税額)	= 消費税額
例： 150万円	－ 100万円	= 50万円

仕入税額控除

- ・ 買い物などの時にお客さんが消費税を負担し、国への納付はお店が行います。
- ・ 消費税の納付税額は売上税額から仕入税額を差し引いて計算します。
この差し引くことを「**仕入税額控除**」といいます。



「仕入税額控除」の適用を受けるためには帳簿や請求書等の保存が必要



この保存すべき「請求書」が令和5年10月から
適格請求書 いわゆる「**インボイス**」に変わる！

- ・ これを適格請求書等保存方式、いわゆる「**インボイス制度**」といいます。
- ・ つまり、来年の10月からはインボイスを保存しないと仕入税額控除ができない、ということになります。

仕入税額控除ができないと、シルバー人材センターに大きな影響が出ることは5月号でお伝えしましたが、今月号ではここまで。詳しくはまた別の機会にご説明します。 (参考：国税庁 インボイス塾)



❑ 互助会主催の「忘年会」は中止！

11月28日の役員会で、今年度の忘年会の開催について協議したところ、「今コロナの感染が再拡大している中での開催は無理である」との結論となり、残念ながら中止といたします。

❑ 配分金支払証明書の発行について

確定申告等に使用する、令和4年分の配分金支払証明書は、1月中旬頃までに発送します。ご都合によりどうしても早くほしい方は、事務局へご相談ください。



❑ 除雪作業やりませんか？

除雪作業に従事できる方を募集しています！
大雪が降ると、スノーダンプによる片付けや車に積んで運ぶなどの除排雪作業の依頼が、朝から大変多く寄せられます。一件でも多くの要望に応えるためにも是非、除雪作業へのご登録をお願いします。

❑ 年末年始のお休み

シルバー人材センター事務局は、12月29日（木）から1月3日（火）まで、**年末年始休み**になります。よって、新年は1月4日から平常営業となります。今年中に済ませなければならない用事などについては、28日までにお越しください。

また、12月分の就業報告書の提出については、1月の第1週に必ず提出していただきますようお願いいたします。

師走に入っすぐの急な大雪で、皆さんもさぞ大変な思いをされたかと思います。交通事故や、雪道で滑って転ぶといった怪我などをしないよう充分気を付けてください。

インフルエンザや新型コロナウイルスなど感染症への対策をしっかりと、元気にお過ごしください。一年間お疲れさまでした！皆様よいお年を。



発行 公益社団法人黒石市シルバー人材センター
〒036-0306 青森県黒石市大字内町61番地1
TEL 0172-52-5131
緊急連絡先 080-6011-5131